

平成29年11月1日作成

社会福祉法人 三幸福社会
平成29年度 清華苑の介護職員初任者研修（通学）
—学則—

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 社会福祉法人 三幸福社会（みゆきふくしかい）

所在地 兵庫県明石市大久保町大窪3104-1

（目的）

第2条 高齢者及び障害を持つ方やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、福祉の専門職である介護員を積極的に育成する。

また法人内の人材や建物などの資源を活用し、法人理念の一つでもある「サービスを通して、地域に信頼と安心をお届けします」を体現していくことを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

『介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）』

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次の通りとする。

『平成29年度 清華苑の介護職員初任者研修（通学）』

（受講資格及び募集人数及び募集方法）

第5条

（1）介護業務に従事している方および従事することを希望する方（学生も可）。また自宅において

介護を行う方および行う予定の方。

（2）募集人数 20名（定員）

（3）募集方法 一般公募

（研修期間）

第6条 受講期間等は、次の通りとする。

【講義・演習】平成30年3月31日～平成30年9月15日

【実習】平成30年8月13日～平成30年9月14日

【試験】平成30年9月15日（補講・再評価 9月15日・9月22日）

（修了証明書交付予定日）平成30年10月27日

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は、次のとおりとする。

受講料 50,000円（テキスト代、実習費等込み）※補講対象者のみ別途徴収あり

（研修カリキュラム）

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム」のとおりとする。

(研修会場)

第9条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、次の通りとする。

- (1) 講義 小規模多機能型居宅介護 大久保苑 2階多目的室 (開講式・修了式)
特別養護老人ホーム清華苑 2階大広間
- (2) 演習 特別養護老人ホーム清華苑 2階大広間
- (3) 実習 特別養護老人ホーム清華苑 ・ 老人保健施設 清華苑養力センター
- (4) 試験 特別養護老人ホーム清華苑 2階大広間

(担当講師)

第10条 研修を担当する講師は、別添「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第11条 実習は、別添「実習施設一覧」の施設において実施する。

(使用テキスト・教材)

第12条 使用するテキスト及び教材等は次の通りとする。

- (1) 「介護職員初任者研修テキスト」(第1分冊～第4分冊) (財)介護労働安定センター発行
- (2) 「介護職員初任者研修 補助教材DVD」(財)介護労働安定センター発行
- (3) 「訪問介護の手引き」兵庫県発行

(受講手続き)

第13条 受講手続き

- (1) 募集時期
開講日の3ヶ月前から募集し、2週間前に締め切る。
- (2) 受講申し込み方法
 - ①電話で問い合わせして、申し込み手続き日を確定させる。
 - ②講座担当者から直接説明を受け、申込書類に必要事項を記載する。
 - ③サイン及び身分証明書の確認を受ける。
 - ④講座料金を指定口座へ振り込む。
- (3) 受講料納入方法
受講者は申し込み後、締切日までに、当事業所が指定する口座へ振り込みにて受講料を納入する。
- (4) 受講料返還方法
当法人の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

(科目の免除)

第14条 次の者が受講する場合、兵庫県介護員養成研修事業者指定要領に基づき科目を免除することができる。

- (1) 免除する要件
特別養護老人ホーム等の介護職員として、1年以上の介護等の実務経験を有する者は、「(1) 職務の理解」の科目を免除することができる。

(2) 実務経験の換算方式

実務経験の換算方式は、介護等の業務に従事した期間が通算365日以上であり、かつ現に就労した日数を通算して計算するものとし、当該通算日数が180日以上である場

合に、1年以上の実務経験がある者に該当するものとする。
なお、1日の勤務時間が短い場合にあっても、1日勤務したものとみなす。

(3) 実務経験の確認

(1) により免除する場合においては、受講者が免除要件を満たしている否かを、研修開始日までに「実務経験（見込）証明書」を提出させることにより確認を行う。なお、提出がない場合は、科目免除を行わない。

(修了の認定)

第15条 修了の認定は、研修カリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められる者に対して行う。

- (1) 修了評価は兵庫県介護員養成研修事業者指定要綱別紙2に定める「修了時の評価ポイント」に沿って評価を行う。
- (2) 修了評価は全科目を履修した者に対して筆記試験により1時間以上実施する。なおカリキュラム「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」内において、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価を、実技試験も併せた方法により実施する。
- (3) 認定基準は次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で実施した上で、C以上の評価の受講者を、評価基準に満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講を行い、再評価を行う。
認定基準（100点を満点とする）
A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満

(研修欠席者の扱い)

第16条 各教科の開始時前に出欠確認を行う。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、30分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講について)

第17条 やむを得ない事情で研修を欠席した場合は、講義・演習の合計時間数の1割以内を目途として、補講を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。

(受講の取り消し)

第18条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 受講料の不払いがある場合。
- (2) 全研修時間数の概ね1割を越えて欠席した場合。
- (3) 研修を妨害したり、他の受講生に暴力を振るう等、故意に法令違反その他重大な公序良俗に反する行為をなし、改善の見込みがないとき。

(修了証書等の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者は、修了証明書を交付する。

(修了者管理の方法)

第20条

- (1) 修了者を修了者名簿に記載し、兵庫県で指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失があった場合は、修了者からの申し出により再発行を行うことができる。

(情報開示の方法)

第21条 下記ホームページにおいて情報開示する。

ホームページアドレス：<http://care-h.wixsite.com/kaigoschool>

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。